



報道資料

広島県安芸郡府中町

提供日	令和8年3月10日
問い合わせ	福祉保健部保険年金課 (担当者 課長 平尾) 電話 082-286-3154

後期高齢者医療保険料に係る精算の未処理について

1 概要

亡くなられた被保険者の保険料精算に伴う、後期高齢者医療保険料額決定通知書および後期高齢者医療保険料額変更決定通知書(以下「決定通知書等」という。)の未送付により、保険料の追加納付および還付の手続きが行われていない事案が判明しました。

この事案を受け、書類の保存年限である過去5年度分(令和2年度から令和7年度)を調査したところ、同様の案件が複数あることが判明しました。

2 対象件数

追加納付となる件数および金額	1件	(15,084円)
還付となる件数および金額	14件	(320,895円)
追加納付・還付なしの件数	2件	

3 原因

被保険者が亡くなり、資格喪失となった場合は、ご家族等から相続人代表者を指定する届出書を提出していただき、指定された相続人代表者あてに決定通知書等を送付するとともに、追加納付および還付の手続きを行います。相続人代表者を指定する届出書は、1つの届出書を後期高齢者医療担当課と介護保険担当課の2課で情報共有することで、届出書提出の負担軽減を図っています。

この度、提出された届出書の情報共有を失念していたことにより、後期高齢者医療担当課からの決定通知書等が未送付となり、保険料の追加納付および還付の手続きが行われていませんでした。

2課で共有すべき相続人代表者を指定する届出書の取り扱いについて、情報共有する手順が漏れていたこと、また処理後のチェック体制が不十分であったことによるものです。

4 今後の対応

対象となる相続人等に対し、手続きが遅れたことのお詫びの文書と決定通知書等を送付するとともに、追加納付および還付の手続きを行います。

5 再発防止策

届出書の情報共有について複数の職員による確認を行うことを徹底し、月次処理を行う月末において、提出された届出書の処理について確認を毎月行うこととします。